

第九回

参議院地方行政・人事・文部・労働連合委員会會議録第二号

昭和二十五年十二月二日(土曜日)午前
十時四十一分開会

本日の会議に付した事件

○地方公務員法案(内閣送付)

○委員長(岡本義晴君) これより地方
行政、人事、文部、労働連合委員会を
開会いたします。

地方公務員法案の質疑を行います。
質疑は通告順によつて行います。矢嶋
三義君。

○矢嶋三義君 本地方公務員法案は我
が国の民主政治の育成という立場か
ら、地方民主化という立場からも極め
て重大な法案である、今後の日本のあ
り方なり、その動向を決定するほどの
影響性を持つところの極めて重大な法
案である、こういうように本員は考え
るものであります。つきましては、先
づ總括的な点について、次にやや具体
的な面について、岡野国務大臣以下政
府委員の方にお尋ねしたいと思ふ次第
であります。

先ず第一点といたしまして、この地
方公務員法を制定するに當つて現在施
行されておられますところの国家公務
員法との関係をどういうように考えら
れたかという点であります。提案理由
にも中央と地方との一貫した近代的な
科学的公務員制度を確立するにあると
いうことを提案理由に述べられてい
るわけでありまして、この国家公務員法と
いうものについては一応これに対する
意見を述べて、そして答弁を求めた
と思ふのであります。と申しします。

は、この国家公務員法は二十二年の十

一月二日に公布されて、二十三年の七

月一日に施行されております。その間

約九カ月間を置いてあるわけでありま

すが、丁度その当時二十三年の七月二

十二日にマ書簡が出て、引續いて政令

二百一十号が当時の政府によつて出さ

れ、これらマ書簡、政令二百一十号、

国家公務員法というものは当時の社会

情勢なり、或いは労働情勢を反映いた

しまして、一つの一貫したものがあ

うと思ふのであります。このマ書簡或

いはそれに基いたところの政令二百一

十号といふものは当時の労働運動、公務

員が結成しているところの労働運動の

一つの偏向性といふものを是正して、

新しい民主日本を建設するにふさわ

しいところの自主性あるところの民主

的労働を育成するところの立場から出さ

れたものであつて、断じて健全なる公

務員の団体運動、具体的に言つて労働

運動を弾圧するものでないといふこと

は、これは当時の声明その他を見ても

はつきりいたしておるわけでありま

す。

ところがこの国家公務員法というも

のは相當に當時も、これは當時の情勢

を反映したといふ点から、これは余

りにもその当時の一つの現象に捉われ

過ぎて行き過ぎてゐる点がある。こう

審議権を犯す点があるのではないかと

批判されたくらいに、人事院規則を以

て国家公務員の政治活動といふものを

殆んど基本的な人権を剝奪する程度まで

に人事院規則を以て制約した。これら

については当時の国家公務員の運動、

労働運動といふものが若干偏向性があ

つたにしても、これは少し行き過ぎて

はないかといふ批判が行われ、憲法の

二十三條で言われております学園の自

由から脅かされるのではないかとい

う立場から、当時或いは南原声明とか或

いは日本学術会議の声明とかいふもの

をもたらし次第でありまして、こうい

う過程を辿つた現在の国家公務員法で

ありますが、今度中央に呼応して地方

公務員法をここに制定するに當つて、

当時の社会情勢或いは労働情勢と現在

とは相當懸隔があると思ふのでありま

す。公務員の労働運動を見ましても、

当時非常に偏向性のあるところの労働

運動といふものはそれ以来大いに是

正されて、いわゆる自主性のあるところ

の民主的労働として発達し、成長を

遂げて来た今日、むしろこの地方公務

員の制定に當つてはあの国家公務員法

の行き過ぎといふものを改正して、そ

の改正と新たに制定する地方公務員法

とのバランスをとる、こういう立場に

おいて、私は地方公務員法というものは

法と、この地方公務員法の制定に當つ

てその関連をどういうふうな考えられ

ておるかという点につきまして、先ず

岡野国務大臣にお伺いしたいと思ふの

であります。

○岡野大臣(岡野清義君) お答え申し

上げます。

国家の公務員法が行き過ぎであるの

ではないか。やはり国家公務員法も直

し、同時にそれに副するようにこの地方

公務員法の立案の起草をしたらどう

か、こういう御質問と存じます。御承

知の通り、私も非常に残念に思つ

ておりますことは、地方公務員法は国

家公務員法と同時にできなければなら

なかつた法案でございまして、ところが

いふ／＼あとから政府委員からも説明

を申上げるでございまして、今御提議

を延び／＼になりました、今御提議

の時期に立至つたのであります。で我

我政府といたしましては、国家公務員

法の善悪といふことはいろいろ御認識

も持ちださると思ひますけれども、

一応国家公務員法といふものが現存し

て成規の法律になつております。それ

をまだ変えておりませんし、従つて地

方公務員法は、国家公務員と地方公務

員といふものは同じような立場にお

る、ただ問題は地方自治を許してあり

まして、その自主権の確立とか、又い

いて過程といたしましては現存の国家

公務員法といふものの建前をとつて、

次に只今申上げましたような地方公共

団体の自主権と多様性といふものを兼

ね合せまして、そして今回こういう

ような法案を出した次第でございま

す。でございまして、私も、私もとい

しましては御説一応御尤もに伺いまし

て、今後或いは社会情勢の変化により

まして、国家公務員法も改正しなけれ

ばならぬような時期が立至るのではな

いかとも存じますけれども、併し只今

は現存の法律として一応できておりま

す、そしてこの地方公務員法を作つ

た。こういうような提案をした次第で

ございまして、御趣旨の点に合いますか

どうかと思ひますが、私自身はそうい

うような考えでこの法案を出したとい

うことを御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それに関連してもう少

し何つておきたいのであります、公

務員法が現在ある、それに準じて地方

公務員法を作られた、こういうように

言葉の上でははつきりするものでありま

すが、私はこの地方公務員法を制定す

るに當つて、現在の国家公務員法が現

在の国家公務員法の、又将来の日本民

主化という立場からこれが時宜に適應

したものであるかどうかといふことを

相當考へてからやらないといふと、た

過ぎておるような場合がありましたら、まああとで述べたいと思ひますが、或いは地方に人事委員会、或いは公平委員会ができて、それらが一つの規則の制定権を持った場合に、ただ単に国家公務員法にあるからというように国家公務員法に現在行過ぎになつておる国家公務員法に更に輪をかけておる地方公務員法というものがここに上つておるわけなんです。先程も申し上げましたが、昨年の九月十九日に出されたところのあの人事院規則で国家公務員法に臨まれておるところの政治的行為の制限、それを非常に上廻つた、審議権さえ干渉するのではないかと程度にすらすらの人事院規則で国家公務員の個人の政治活動まで徹底的に縛つておる、あの人事院規則あたりははつきりこの際行過ぎである、そういうものは是正しなければならぬのだというような立場から、私は地方公務員法をここに立案して行かなければ、あの行過ぎというものに輪をかけておる地方公務員法の場合には生れて来るのではないかと、こういうふうに考へるわけなんです。民主的にできたところの我が国の政府を暴力によつてこれを破壊しようというふうな、そういう暴力主義というものは我々は徹底的に排除しなければならぬけれども、吉田総理もよく言われておるわけなんです、自由党と、それから最も健全な社会民主主義に立つ社会党を育成して、そう

して二大政党に持つて行きたいというふうなことを吉田総理もよく言われ、そういう観点によつて施策をなされておると思ふのであります。現在の国家公務員法、或いは地方公務員法案にしても、御承知のごとく当時の非常な偏向性が取除かれた最近においては、レツ・ド・パージュとか、同調者の排除というふうな立場から、相当の私は転換がなされておる今日、当時の国家公務員法、或いはそれに基いて出された行き過ぎの人事院規則に対する見解も我々はここにはつきりせずに、国家公務員法があるからそれに倣つて地方公務員法を制定するといふこの大前提は、私は將來過誤をたらすものと考えて、その点に對してどの程度考慮され、又今後考慮するかどうかという点について私はどうしても承わなければ承服できないので

○國務大臣(岡野清濤君) お答え申し上げます。人事院規則に對してはいろいろ御批判があるようでございまして。その点は、我々もいたしまして十分考慮いたしまして、今回提出いたしましたこの地方公務員法におきましては、国家における人事院のごとき権限がないこととし、同時に又地方においてあつたやうな今世間で言われておるやうな弊害の起きないやうな状態にできるやうな法案の組み方をしております。その点の詳しいことは一つ政府委員から具体的に御説明申し上げます。○政府委員(鈴木俊一君) 国家公務員法と地方公務員法の建前の問題につきましても、お尋ねでございますが、先ほど大臣から申し上げましたように、基本的理念におきましては、地方公務員法案も、国家公務員法もひとしく近代的人事行政の理念、体制というものを導入いたして立案いたしましたものでございまして、先ほど来議々いろいろの事情を御指摘になりましたように、地方公務員法案におきましては、国家公務員法に比較いたしまして、地方公務員法の多様性と申しますか、大は東京から小は田舎の農村に至るまで、一応適用される法律でございまして、又、又地方団体はそれ／＼の議會を持つ自主的な団体でございしますので、そういう自主性にも応ずるという建前から、国家公務員法に比較いたしまして、いろいろの点において複雑を避けまして、どうしても法律を以て公務員の性格の上から申しまして、一律とすることを必要とするやうな点、或いは公務員の身分保障、或いは利益保護という見地からどうしても全体的に同等に定めなければならぬという点だけを書き加えておるやうな建前に相成つております。

今御指摘の人事院規則の問題でございしますが、人事院規則につきましても、法律上はこれを人事院規則に委任するやうな建前で人事院規則が非常に詳細に規定しておりますけれども、今申し上げましたやうな、地方公共団体の多様性なり、自主性に應ずるといふやうな考え方からいたしまして、人事院規則が定めております各種の政治的目的、或いは各種の政治的行為の列挙事項の中で最も政治性の濃厚なるもの数点を摘ましまして、それを法律の上で列記いたしまして、その他の事項につきましてもそれ／＼の地方団体の実情に應じまして、條例で必要なるものを加えるなら加える、こういう建前にいたしております。更に罰則の点につきましても、国家公務員法におきましては、政治的行為の制限その他服務に関する規定に違反いたしました場合にございましては、いわゆる刑罰のほかに懲戒処分、この二つを科するやうな建前に相成つておりますけれども、この地方公務員法案におきましては、今申し上げました通り、條例を以て地方団体が附加いたします政治的行為の制限というやうなこともございましては、今申し上げた通り、罰を以て服務を強制するといふやうな方法によつてのみこれを強制して参る、こういうやうな建前にいたして参るのであります。これらの点は国家公務員法と比較いたしまして、諸種の事情、殊に地方公共団体の自主性、多様性等から申しまして、若干緩和している点であります。

○矢嶋三義君 政府委員の御答弁は相当地に於いて入つて来たやうであります。承知の上で御質問申し上げたわけでありましても、具体的な面については後程更に質疑させて頂きたいと思ひますので、ここではこれを打ち切りまして、次に進みます。御承知のように我々の民主憲法では第十一條には基本的な人権といふものを謳ひ、特に第十三條においては個人の尊重といふことを非常に大きく書いてあります。特に「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」といふことを第十三條に掲げてあるわけでありまして、更に第二十八條には「勤労者の団

結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」労働基本権といふものをここに謳つておるわけでありまして。私は公務員は全体の奉仕者であるといふことは間違いないし、又公務員が政治的に職場において中立でなければならぬといふこともよくわかります。併し基本的には行政の中立性、公共性というものに反しない限りにおいてはできるだけ立法に當つては制限しないという建前をとるべきではないか、こういうことを考へるものであります。それに対する見解と、立法に當つて努力された点を承りたいと思ふのであります。

もう一つここでこの提案理由に、行政の民主的能率の運営を期するといふことを書かれておるわけでありまして、民主的能率の運営を期するに當つては、私は過去の日本の中央或いは地方の行政と新らしい時代の行政を眺めるときに、日本に民主政治を、人民の、人民による、人民のための政治といふものを確立するに當つては、私は真に民主的な自主性あるところの労働運動といふものは飽くまでもこれを指導育成して行くことが最も大事なことではないか。そういう態度から公務員法を制定するに當つてこれを立法し、その大きな資金をこの法案の中に打ち込んで置かなければならぬのではないかと、この見解を持つておられるものではないかと、立法に當つてそれらがどの程度努力され、又それに対してどういふ見解を持つておられるかというところについて御答弁願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(岡野清濤君) お答え申し上げます。

ますにつきましては、要綱ができますというと新聞なんかに発表しまして、そうして社会の批判を受けるということにいたしました、それから私が主宰しておりましたのでありますところの地方自治委員会というものがございしますが、これは知事の代表、市長の代表、町村の代表、地方議員の代表、並びに学識経験者というものを以て作られておる地方自治委員会であります。そういう方面を通じて各公共団体の方面にも意見を問合して、そうして参酌してやつておる次第でございます。

それから施行期間の問題でございますが、先程も申し上げましたように、大体において余り準備が要らずにできることは発布後二ヶ月間に実施する。併しながら準備の整わないものについては先程申し上げましたように一年六ヶ月並びに二年ぐらいの猶予を以て施行する、こういう期間を置いた。それでその期は私は二カ月ぐらいあれば、大体において地方公共団体は心配なくやれるというものだけが二カ月にしてある次第でありまして、むずかしいのは長くしてあるという点においてこの点は余り問題じやないと思います。

それからなぜこういう重要法案を臨時国会に出したかというようなお尋ねでございましたが、まあ私の考え並びに政府の考えといたしましては、御承知の通りに二十三年の十二月三十一日までに作らなければならぬというような自治法の規定がございまして、その法律に対しても、又公務員との鈎合から行きまして、できるだけ早い機会に成立させなければならぬということ、で今まで努力して参つた次第でございます。

ます。そういう次第でございますが、まあ十八日間の期間があれば御審議が願えるだろう、こういう考えで、御承知の通りにはかの法案は何も出ておりませんけれども、この法案だけは開会傍聴に提出した次第でございます。それから公営企業とか単純労働者とか、いろいろのものがござい

ますが、これに対して特別の措置、若しくは法律を制定せずにこれを出したというところの御質問でございますが、これは只今までの極く最近までの関係方面との折衝におきましては、公営企業というものはこれはもう全く一般職員と同じように取扱う、又単純労働者もやはりこの地方公務員と同じような規定をしておけばいい、こういう方針ですと来ておつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

ますが、私が就任いたしましたからいろいろ折衝しました結果、やはり公営企業というものは一般職員とは変えるべきものである、又現業に従事しておる者も当然変えるべきものだとい

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法案は只今大臣からも申上げましたよ

うような一つの主張をいたしまして、それがまあ関係方面に容れられまして、それじやもう一つ公営企業に対して特別の立法をして特別扱いをしたらいだらう、それから又現業に対してはもうい

○矢嶋三義君 今の答弁について一点だけ更にお尋ねいたします。

きるだけ早くと我々考えておりますが、特別の法律を出し、又現業に対しては国家公務員法と鈎合の取れるような、又国家公務員法も恐らく変えな

間の折衝がなか／＼済みませんで、更に四月一日というのを五月三十一日までに法律を改正して頂いたのでござい

ます。これはもう長い間のいろいろの経緯もございまして、今日までになつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

ますが、私が就任いたしましたからいろいろ折衝しました結果、やはり公営企業というものは一般職員とは変えるべきものである、又現業に従事しておる者も当然変えるべきものだとい

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法案は只今大臣からも申上げましたよ

うような一つの主張をいたしまして、それがまあ関係方面に容れられまして、それじやもう一つ公営企業に対して特別の立法をして特別扱いをしたらいだらう、それから又現業に対してはもうい

○矢嶋三義君 一般的に質問をここで打ち切ります。

ます。これはもう長い間のいろいろの経緯もございまして、今日までになつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

まず第一番に人事委員会並びに公平委員会についてであります。原案に

ます。これはもう長い間のいろいろの経緯もございまして、今日までになつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

ますが、私が就任いたしましたからいろいろ折衝しました結果、やはり公営企業というものは一般職員とは変えるべきものである、又現業に従事しておる者も当然変えるべきものだとい

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法案は只今大臣からも申上げましたよ

うような一つの主張をいたしまして、それがまあ関係方面に容れられまして、それじやもう一つ公営企業に対して特別の立法をして特別扱いをしたらいだらう、それから又現業に対してはもうい

○矢嶋三義君 一般的に質問をここで打ち切ります。

ます。これはもう長い間のいろいろの経緯もございまして、今日までになつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

会を作らなければならないというように立法しているわけでありまして、先

ます。これはもう長い間のいろいろの経緯もございまして、今日までになつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

ますが、私が就任いたしましたからいろいろ折衝しました結果、やはり公営企業というものは一般職員とは変えるべきものである、又現業に従事しておる者も当然変えるべきものだとい

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法案は只今大臣からも申上げましたよ

うような一つの主張をいたしまして、それがまあ関係方面に容れられまして、それじやもう一つ公営企業に対して特別の立法をして特別扱いをしたらいだらう、それから又現業に対してはもうい

○矢嶋三義君 一般的に質問をここで打ち切ります。

ます。これはもう長い間のいろいろの経緯もございまして、今日までになつたのでござい

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。

○矢嶋三義君 国務相の基本的な意見は勿論正しく、その通りでなくもやならんと思うのであります。人事委員会或いは公平委員会は保護機関でなくして公務員の制約機関になつたらとんでもないことでありまして、果してこれは保護機関とするのに最も適當なのは

ものは使う人の側に立つた人も、又中には使われる側に立つた人も入つておるといふことは、本當に人事委員会或いは公平委員会の立法の線に沿つたところの機能を發揮するために必要である、こゝういふふうに考えるが故に、この委員の選出の仕方といふものをあゝいうふうな原案のような形にせず、私は地方公共団体の理事者と、登録して法的に認められた職員団体とがそこで協議して、そのまとまつたものを地方首長が議会にかけて、そしてその承認を受けてこれを指名するというような形にしたほうが最も私は民主的な保護機關としての委員が構成されるのじやないか。こゝういふように考えるわけでありますが、これに対する所見を承りたいのであります。

それともう一つ、これに関連して国家公務員法では、三人の委員は政党と、それから学閥と、この二面から制約を加えてあります。ところが地方公務員法によりますといふと、政党については制約を加えてありますが、学閥については触れてありません。その理由を承りたいのであります。地方においては民主化されたとはいいいながら、依然として各府県におきましては、やはり何々中学校閥とか、何々農学校閥といふものが依然として残つてゐるところがあるのでありますが、やはり私は地方公務員法の場合にも国家公務員法と同様にこの学閥についても考慮するべきものではないかと考えるのであります、それに対する答弁をお願いいたします。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。

矢嶋委員のお説御尤もで、いろいろ

それからもう一つ、住民全体の意思に副つて云々ということ言われますが、住民全体の意思を反映するには三名の委員を一般公選にすれば最も端的に現われると思います。それから又、国務相は民主的云々と言われましたが、私がさつき言つた方法というものは、法的にも認められておる職員団体である、その職員団体の代表は、それに加へておる職員一般投票によつて選ばれた最も民主的な代表である、そういう人が私は協議決定した線を承認するというのはなお私は民主的ではないかと考えるのでありますが、どうもその点について岡野国務相の見解は納得できないのでありますが、もう少し説明して頂きたい。直接選挙と間接選挙では、全体の意思の現われ方は、相当にその間に誤差があると思うのであります。

○国務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。

矢嶋さんの御意見もやはり一つの御意見でございます。併しながら我々が地方公務員法を作りますときの理念といたしましては、やはり住民全体というものを一番重きを置いて考えまして、その住民がするならば自由に行き得る、即ち住民全体の意思を反映する。でございしますから直接選挙と間接選挙の差はございしますけれども、私は間接選挙によつて、やはり住民全体の意見によつて出て来たものがこれがやはり一番いいものじゃないか、こう考えまして、外にいろいろの問とか、何とかいうようなものは、これは自然に長を選挙し、並びに議員を選挙するとい

う場合に反映して来るものと思つて、御意見ではございませうけれども、私の考え方はいたしましては、間接選挙によつて民主的にこれがいいものを選ばれる、こう考へておる次第でございます。

○矢嶋三義君 学閥は……、国家公務員に学閥を認めて、地方公務員に認めたくないという……。

○國務大臣(岡野清義君) そこが国家公務員と地方公務員の差が(笑)あるところでもあります。地方公務員は自治体のものという事になります。

○矢嶋三義君 えらい答弁を承つて質問のしようがないわけですが、まあこれは常識の問題で、学閥のことはもう次ぎの大事な質問がありますので切つて、次に行きます。

次にお尋ねしたい点は、市町村の教員の身分の取扱はどの委員会に所屬するかということです。これに関連してもう一つお伺いしたいのですが、教育公務員特例法の十五條に、任命権者が不利な取扱をしたときに、それをされた公務員は、その公務員というものは地方公務員である教職員であります、そういう人は国家公務員法の八十九條から九十二條までを準用すると、こう書いて、そうして国家公務員法の人事院というのを地方公務員の場合でありますから、任命権者と読み替へると、こう書いてあるわけがあります。ところが今度地方公務員法が出来ますという、それに関連して教育公務員特例法も改正されるわけがあります、その改正されるときには恐らくこの任命権者と読み替へるといふのがなくなつて、人事委員会が出来ますので、人事委員会に提訴し、その

人事委員会が裁くと、こういうふうになつてくると思ふのです。ここで非常に重大な問題が起ることは、任命権は県の教育委員会にある。県の教育委員会が任命をやる。そうして市の方に教育委員会がなくて小さな市に人事委員会があるとします。そうすると、その人事委員会が上級のこの県の教育委員会が処理したことをその下級單位の小さな公共団体の人事委員会がこれを処理することになりますという、随分この教育委員会の設置單位と人事委員会の設置單位におきまして、実情から言つて非常に不都合な場合が起ると思ふのであります、その点についてどういふふうにお考へになつてゐるか承りたい。

○國務大臣(岡野清義君) 教育公務員に對しては特例法が用意されておるのでございしますが、併し地方公務員の建前といたしましては、やはり地方公務員の中に教員も含まれておりました、一般的に人事委員会になることになりましよう。併しながらこれは特殊のものでございしますから、只今の地方公務員法と又その中から抜出した教育公務員というものは、教員の特例法というものが出た上で勘案しなければならん、こう考へております。

○矢嶋三義君 どうもそれはその御答弁では満足できないのです。恐らく今度この地方公務員法の制定と同時に、その特例法としての教育公務員特例法というものは今出ているのですが、これを地方公務員法に即応して若干修正されると思ふのであります、併しそのときに今私が申し上げたように、地方教育委員会の設置單位とそれからこの人事委員会の設置單位をよほどバ

ランスをとつておかぬという、不利益な処分を受けた場合に、その不利益な処分を受けた人が人事委員会に訴えて、人事委員会の処置を請うときに、県の教育委員会が処置したもの、小さな、市が設けた人事委員会、それは不当であるとか或いは正当であるというふうな裁定を下すというふうなことが起つて、非常に私は行政上複雑混乱を来たす場合が必ず起り得ると思ふのですが、大長の方にその点どういふ考へをされてゐるのか承りたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今矢嶋委員の御疑問の点は御尤もでございます。これは文部當局とも話し合ひをいたしまして、地方公務員法、教育公務員特例法は政府としては意見の一致を見まして、今閣議方面に提案中でございします。これはいずれ近い機会に何らかの打開をいたしまして、速かに先方の承認を求めたいと思つておりますが、今御指摘になりましたような点が実は一番問題でございまして、市町村に教育委員会ができましたならば、すべて市町村に任命権が移るのが今の建前でございしますけれども、今でいいないわけでございます、都道府県の教育委員会が任命権者になつております場合にございまして、その不利益処分の審査というやうなこともやはりこれは都道府県の人事委員会が審査する、こういうやうな建前にいたさなければならぬ、と私も考へております。そういうやうな方向で改正案を作つておる次第であります。

○矢嶋三義君 やや満足すべき答弁を大長から頂いたのであります、私は先程も申し上げたように、やはりこの教育委員会法と関連性があるから申

上げますが、七十條を改正してこの教育委員会の設置單位というものを私はもう少し上げて、それを人事委員会、公平委員会の設置單位というもののバランスをとる、こういう点を更に研究して立法化して行かないければ、私は地方公務員であるところの教職員の人事の取扱ひについては適正を期したい、こういうふうにお考へておりますので、その点の希望をここで申上げておきます。

もう一つ人事委員会なり、公平委員会について承りたい点は、第八條の規則の制定権であります、何度か申し上げますが、昨年の九月国家公務員法に基いて人事院があれ程の人事院規則を制定した。地方公務員法の八條でも規則の制定権を認めておるわけでありまして、あのまねをされたら、保護規定、保護法であるべきやうな地方公務員法というやうなものは全く制約機關に終つてしまふであらう、こういうことを懸念するものであります。この八條の規則制定権については、私は地方公共団体の議会の同意を得るというふうにするべきではないか、こういうことを考へるのですが、それに対する見解を承りたいのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 人事委員会の行過ぎというやうな問題が起りはしないかという御懸念がいろいろございまして、これにつきましても、立案に當りまして随分私共もそういう面の配慮をいたしたのであります。勿論先程来いろいろ御論議がありまして、職員の身分を保障する、利益を保障する、という見地から公平機関、つまり不利益処分の審査の請求、勤務條件に関する措置の要求というやう

うなことは合議制の機關において審査決定をいたしますことが適當と存じますので、そういう意味で人事委員会或いは公平委員会と置かなくてはならないやうな建前にいたしてありますけれども、今御疑問のありました規則制定権の問題につきましては、国の場合には法律を以て規定いたしました人事事項はすべて人事院規則或いは人事院指令に任じておるわけでありまして、この地方公務員法案につきましては、人事規則にやはり優先するものとしたしまして規則がございします。この條例が人事規則を以て特に制定すると、この法案に規定したとおりません事項に關しましては優先をいたします。従つて只今御心配になりましたやうに當然議会の議決を経て作られるところの條例を以て重要な事項は定めようにいたしておるのであります。例えは分限とか懲戒に關する事項、この事由につきましては直接法律に書いてあります、手続なり、効果なりにつきましてはすべてこれは條例を以て規定しなければいけない。又懲戒処分というやうなことにつきましては、これに條例でなければいけないといふふうにはいたしまして、地方公務員の權利義務に重大なる關係のありますやうな事項、その他重要な事項はすべてこれは條例事項といたしておきます。それ以外の純粹に技術的な問題だけを人事規則或いは公平委員会規則を以て制定できるようにいたしてあります。その範圍と申しますものは、それぞれこの特別の條文におきまして、人事委員会規則を以て定めると、こう書いてあるもの以外は人事委員会の権限にはならぬのであります。只今のよ

の基礎をなすものは、私はやはり責任の裏付のある自由な雰囲気においての教育の自主性と自由という立場が確保されて初めて成し遂げられるものであると、こういうふうに考えるのです。政治的に教育公務員が中立でなければならぬというところは、これははつきりわかります。従つて教育基本法の第八條にも、又公職選挙法の百三十七條にも地位利用の選挙運動の禁止ということで、教職の地位を利用してはならないということをはつきり明示してあります。私はこの條文で国家公務員である教職員、地方公務員であるところの教職員の政治行為の禁止というものは私は十分でないかと考えるのです。勿論当面の一つの現象を捉えて、まあ皆さん方が考えられれば、或いはよく言われておるところの去る六月の参議院選挙において、一部教職員の行過ぎがあつた。これを是正しなければならぬと言ふ。その行過ぎのあつたということと立法ということは別個であると思ひます。その行過ぎがあつたならばこれを是正するべきであり、その一つの現象を捉えて直ちに教育公務員のあるべき姿から相当逸脱したところの、行過ぎたところの立法をするというところは、私は角を矯めて牛を殺すの愚である。こういうふうに見えるのです。立法に當つてその点どういふふうにお考えになつたか。御答弁を願ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 公職選挙法の百三十七條におきまして、教育公務員がその地位を利用していたしますところの選挙運動を禁止しております趣旨は、只今も御指摘がございましたが、私どもといたしまして、これは選挙運動の自由公正を尊ぶということから規定をせられておるものであらうと存じます。選挙の自由公正という見地からそういう教員に対します一つの選挙運動上の制限を加へまして、その勵行を刑罰を以てこれはいたしておるわけでありまして、ところがこの地方公務員法案において考へておりますものは、そのような立場のものではないと存じます。公務員の性格からいたしまして考へておるものでございまして、従つてこの案におきましては、刑罰を以てこれに臨まず、公務員の中からこれを排除するというふうな建前をとつておるわけにございまして、おのずからこれは狙うところが違つておる。勿論合致しておる面もございしますが、考へ方は違ふ基礎に立つておると、かように考へております。

○森崎隆君 議事進行について……。

○矢嶋三義君 まだ質問が残つておりますが。

○森崎隆君 丁度晝が参りましたので、午後繼續して質疑をいたすのでございしたならば、この辺で一時間休憩して頂きたいと思ひます。そうして矢嶋委員の質問を繼續して……(「やらないのだ」と呼ぶ者あり)やらなければ次の日に矢嶋委員の質問を更に繼續して始めて頂くように……。

○委員長(岡本愛祐君) それでは今日はその程度で連合委員会を散会いたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それでは今日はこれで散会いたします。

午後零時十六分散会

出席者は左の通り。			
地方行政委員			
委員長	理事	委員	
岡本 愛祐君	堀 末治君	岩澤 忠恭君	
	竹中 七郎君	安井 謙君	
		高橋進太郎君	
		小笠原三男君	
		中田 吉雄君	
		西郷吉之助君	
		石川 清一君	
		千葉 信君	
人事委員			
理事	委員		
西川其五郎君	長島 銀藏君	森崎 隆君	
小野 哲君	大隈 信幸君	紅露 みつ君	
堀越 儀郎君	加納 金助君	成瀬 幡治君	
	若木 勝藏君	木内キヤウ君	
文部委員			
委員長	理事	委員	
木村 守江君	工藤 鐵男君	荒木正三郎君	
	高田なほ子君	和田 博雄君	
	高良 とみ君	山本 勇造君	
	谷口彌三郎君		
労働委員			
委員長	理事	委員	
矢嶋 三義君	岩間 正男君	赤松 常子君	
		波多野林一君	
		宮田 重文君	
		堀 眞琴君	
国務大臣			
国務大臣	政府委員	地方自治政務次官	地方自治庁次長
岡野 清豪君	小野 哲君	鈴木 俊一君	

昭和二十五年十二月九日印刷

昭和二十五年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所